

同報無線の音声自動 応答サービスについて

本村では、同報無線から放送された内容を、電話で確認することが出来る音声自動応答サービスを行っています。

「聞き逃した」や「聞き取りにくい」などの場合にご利用ください。

☎0800・200・5656

県内の固定電話からのみ利用可能
(通話料 無料)

☎52・1451

携帯電話または県外から利用する場合は、こちらをご利用ください。
(通話料がかかります)

回線が混み合っている場合、つながりにくいことがあります。しばらくしてからおかけ直してください。

電話のかけ間違いには十分ご注意ください。

●問合せ先

総務部総務課



本村の防災情報を、自宅の固定 電話の音声またはFAXで受け 取れるようになります(登録制)

本村では、携帯電話等のメールを使った防災情報を発信しています。これに加えて自宅の固定電話やFAXでも情報を受け取れるようになります。

●対象災害情報

・避難情報(高齢者等避難、避難指示)

・避難所開設情報など

●対象者

本村の災害情報を、自宅の固定電話の音声またはFAXで受け取りを希望される方

※通話料はかかりません。

●登録方法

「電話等による災害情報受信登録票」を役場総務課窓口または村公式ホームページで入手し、記入のうえ、総務課に提出してください。

●問合せ先

総務部総務課

飛島村防災訓練について

8月29日(日)に予定していた防災訓練について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元商店や飲食店への支援と、低迷した消費を元気にするため、20%プレミアム付「飛島村共通商品券」を発売します。

なお、詳細については、時期が近づいてきましたら広報等で改めてお知らせします。

●問合せ先

総務部総務課



飛島村共通商品券発売のご案内

商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元商店や飲食店への支援と、低迷した消費を元気にするため、20%プレミアム付「飛島村共通商品券」を発売します。毎年好評につき早々に完売しますので、お早めにお買い求めください。

●発売価格

1冊 5,000円
(額面 6,000円)

4,000冊発行

●発売日時

9月1日(水)販売開始

(受付：午前8時30分～午後5時)

※1人につき1日2万円(4冊)まで購入できます。なお、完売次第、販売を終了します。

●発売場所

産業会館

●有効期限

令和4年2月28日(月)

●問合せ先

飛島村商工会

☎52・1002



敬老会 規模縮小開催のお知らせ

本年度は、感染対策を徹底したうえで式典(表彰式)のみ開催します。**当日のアトラクションや赤飯の配布はありません。**

楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひします。

■式典(表彰式)の開催について

表彰等対象となる方へは、別途案内いたします。

●日 時

9月18日(土)

受付 午前8時30分～

式典(表彰式) 午前9時30分～

午前10時30分(予定)

●場 所

中央公民館ホール

●対 象

・表彰対象者

・80歳以上(昭和16年12月31日以前生まれ)で観覧を希望する方

●持ち物

案内状

■敬老金の受け取りについて

当日(18日)、敬老金の受け取りは行いません。昨年同様、**地区ごとに受け取り日を指定**します。

●受取期間

・9月6日(月)～17日(金)

午前8時30分～午後5時

※ただし日曜を除く

・9月11日(土)

午前8時30分～正午

なお、地区ごとの受け取り指定日は別途通知します。

●受取場所

すこやかセンター内福祉課

●対 象

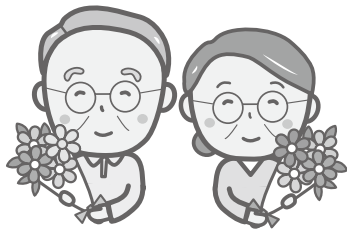
80歳以上(昭和16年12月31日以前生まれ)の方

●持ち物

案内状、認印(シャチハタ不可)

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課



新型コロナウイルス感染症対応事業 飛鳥村高校生大学生世代応援 「Q10カード」の配布について

新型コロナウイルス感染症の影響により、学び・通勤・通学等の制限、その他様々な影響を受けた村内にお住まいの高校生大学生世代の方を応援するため、Q10カード1万円分を配布します。

書籍・感染症対策用品・学用品・食費等、幅広くご利用ください。

●郵送時期

8月上旬から順次郵送予定

●対 象

平成11年4月2日から平成18年4月1日までに出生した方で、令和3年7月1日時点において住民基本台帳法の規定により本村の住民基本台帳に記録されている方

●問合せ先

中央公民館内教育課

令和4年度事業に対する要望について

本村が実施する事業について地区の総意としての要望を把握し、次年度の事業計画を立案することで、住民ニーズに沿った、効果的な公共事業の推進を図っています。

各地区の村事業に対する要望は、9月16日(木)までに各地区区長に申し出てください。

なお、村事業の申請は地区の総意としての要望を収集することを目的としており、個人が直接担当課へ要望されても受付できない場合があります。ただし、道路の陥没や防犯灯の破損等、緊急を要する場合や、個別相談については、直接担当課までご連絡ください。

●事業内容

防犯灯新設、ゴミ集積場移転および修繕、道路改築・道路損傷個所の修繕、防護柵・カーブミラー・交通安全灯・道路標識の修繕等

●問合せ先

開発部建設課

会計年度任用職員 (保健師)の募集

産休・育休代替として保健師の
会計年度任用職員を次のとおり募
集します。

●募集人数

保健師 1名

●業務内容

保健センター業務

(乳幼児の健診、健康相談、家
庭訪問など保健師業務全般)

●申込資格

・保健師の資格を有する方
・地方公務員法第16条(欠格事項)
に該当しない方

●勤務時間

週5日(土曜・日曜・祝日および
年末年始は休み)
午前9時～午後4時(休憩1時間
を含む)

※勤務時間は変更となる場合があ
ります。

●任用期間

10月1日(金)～令和4年3月31
日(木)

●報酬等

1,400円～1,700円程
度/時間の間で、経験等を考慮

して決定します。

勤務時間によっては期末手当が
支給されます。

所定の基準に従い、通勤費相当
額が支給されます。

報酬等は改定される場合があり
ます。

●勤務場所

すこやかセンター内保健環境課

●申込期限

8月27日(金)

●申込方法

履歴書および保健師免許の写し
を郵送またはすこやかセンター内
保健環境課に提出してください。

※午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜および祝日を除く)

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



会計年度任用職員 (児童クラブ支援員)の募集

●業務内容

児童の指導

●申込資格

・教諭免許または保育士免許を有
する方
・地方公務員法第16条(欠格事項)
に該当しない方

●勤務日

9月1日(水)～
月曜～土曜のうち週5日

●勤務時間

①午前8時～午後6時30分のうち
7時間(休憩時間を除く)
②午後2時30分～6時30分
(土曜・長期休業中は午前8時～
午後6時30分のうち7時間
(休憩時間を除く))

●勤務場所

飛鳥学園内児童クラブ

●申込期間

随時

●申込方法

履歴書および教諭免許・保育士
証の写しを郵送またはすこやかセ
ンター内福祉課に提出してくだ
さい。

●問合せ先

※午前8時30分～午後5時15分

●問合せ先

開発部建設課

(土曜・日曜および祝日を除く)
すこやかセンター内福祉課

ブロック塀等撤去費を 補助します

地震発生時における道路等に面
したブロック塀等の倒壊による災
害から身体および財産を保護する
ため、ブロック塀等を撤去する工
事に要する費用の一部を補助しま
す。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧くだ
さい。または開発部建設課まで
お問合せください。

●補助対象期限

令和4年3月31日(木)

※補助金申請は、工事着手前に行っ
ていただく必要があります。申
請前にブロック塀等を撤去されま
すと、補助対象外となりますの
でご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課



手当の現況届、所得状況届を提出ください

児童扶養手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当、在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されている方は、毎年現況届または所得状況届の提出が必要です。これは、引き続き受給資格を満たしているか等を確認するための大切な手続きです。

対象の方には、個別に案内を送付しておりますので、ご確認ください。

提出がない場合、手当の受給ができなくなりますのでご注意ください。

●提出方法

住民課窓口にて書類の記入や聞き取りをさせていただきます、ご提出いただけます。時間に余裕をもちお越しください。

●必要書類等

送付した案内にてご確認ください。

●問合せ先

民生部住民課

国民健康保険からのお知らせ

■新しい保険証を送付します

現在皆さまがご持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、8月31日までです。9月1日から使用していただく保険証を、8月下旬に「簡易書留郵便」にて各世帯に送付します。

有効期限が過ぎた保険証は使用できませんので、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

■忘れていませんか

会社の健康保険等に加入された場合は、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

●問合せ先

民生部住民課

失業した方へ国民健康保険税が安くなります

失業した方のうち、倒産や解雇（特定受給資格者）、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方は、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受ける方は、住民課窓口で申請してください。

●対象者

次の条件を全て満たす方

- ① 離職日時点で65歳未満の方
- ② 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇）または特定理由離職者（雇止め）

●軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。対象者の前年の給与所得をその100分の30とみなして算定を行います。

●軽減期間

離職の翌日の属する月から翌年度末までです。雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を

脱退すると終了します。

●持ち物

- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 印鑑（スタンプ印不可）
- ③ 雇用保険受給資格者証
- ④ マイナンバーカードまたは通知カード
- ⑤ 本人確認書類

●問合せ先

民生部住民課



完全予約制で！ 第2日曜日に！

マイナンバーカードの交付を行っています

希望される方は必ず2週間前までに

事前にお電話でご相談ください

お電話でご予約のない第2日曜日はカードの交付を

行うことはできませんので必ずお電話でのご予約をお願いします

詳しくは民生部住民課まで